

足立区立小学校連合行事等各種大会参加に係る児童輸送費等補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区立小学校の児童が連合行事等各種大会に参加するために必要な輸送費等を補助し、もって児童の資質の向上及びより豊かな人間性の育成に資するとともに、学校相互の親睦及び義務教育の本旨である私費負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助金交付団体等)

第2条 補助金の交付団体等は、次のとおりとする。

- (1) 足立区立小学校教育研究会
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める者

(補助対象)

第3条 次の大会・行事等に参加する区立小学校児童の輸送費等を補助対象とする。

- (1) 足立区立小学校教育研究会が実施する各種連合行事（以下「連合行事大会」という。）
- (2) 全国、関東規模で実施される各種大会・行事（以下「特別大会」という。）
- 2 前項第1号に規定する連合行事大会とは、足立区立学校教育研究会の実施に係る連合行事運営費補助要綱第3条第1項に規定する大会をいう。
- 3 第1項第2号に規定する特別大会とは、区立小学校の管理下で行われるクラブ活動の一環として参加するもので、次に掲げるものをいう。
 - (1) 各種連合行事等の全国大会
 - (2) 各種連合行事等の関東大会
 - (3) 前2号と同規模又はそれ以上の大会で、教育委員会が特に認める大会

(連合行事大会における児童輸送費等)

第4条 連合行事大会における児童輸送費等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法により算出した、大会参加に必要な交通費
- (2) 大会参加に必要なバス借上げ経費

(特別大会における児童輸送費等)

第5条 特別大会における児童輸送費等とは、次に掲げる経費を合算したものをいう。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法により算出した、大会参加に必要な交通費
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が大会参加に必要不可欠と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、当該年度の予算の範囲内で、かつ、それぞれの大会の児童輸送費等の範囲内で定める。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書又は実績報告書
- (2) 予算書又は決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の補助金の交付申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及び条件を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者は、請求書を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第10条 事業計画書により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業等が完了したときは、速やかに規則第14条にいう実績報告書を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のものとする。

- (1) 事業実施結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める書類

3 補助交付団体等は毎年度会計にかかる帳簿を作成し、当該帳簿及び帳簿作成するために使用した領収書等の書類は、対象事業完了の日に属する年度の翌年から5年間、保管しなければならない。

(補助金額の確定及び返還)

第11条 前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、補助対象事業等の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 前項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則（30足教学支発第110号 平成30年4月10日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。